

平成30年1月26日

第1回 三朝町議会臨時会議案

三 朝 町

議案等番号	議案等名
町長提出 議案第1号	財産の取得について（土地等）

議案第1号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年1月26日

三朝町長 松浦 弘幸

1 財産の内容

種類	所在地	数量
土地	東伯郡三朝町大字三徳字大瀬丸頭 1159番ほか21筆	124,075平方メートル
立木	同上	3,848.92立方メートル

- 2 相手方 三朝町大字三徳 1016番地
宗教法人皆成院
三朝町 個人 ほか11名

- 3 取得予定価格 27,803,180円

- 4 取得の目的 名勝及び史跡の適正な保存を行うため土地等を買入れするものである。